

文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

2021文資リ第278号令和4年3月22日区長決定
2022文資リ第345号令和5年3月2日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用の生ごみ処理機及びコンポスト化容器（以下「生ごみ処理機等」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、もって生ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電気式、手動式、生物分解等の方法により、生ごみを減量又は消滅処理することができる機器（ディスポーザー式（流し台の排水口に取り付け、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプをいう。）であるものを除く。）をいう。
- (2) コンポスト化容器 地中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、生ごみを処理する容器をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生ごみ処理機等を購入した日から区の区域内（以下「区内」という。）に引き続き住所を有している者
- (2) 生ごみ処理機等から生成した減量ごみ又は堆肥を自ら適正に処理できる者
- (3) 生ごみ処理機等の使用状況等について、今後の区清掃行政の参考資料とする目的として区が実施するアンケート調査に協力できる者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生ごみ処理機等（本体の購入に係る第7条の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）の際、その付属品（脱臭剤、防虫剤を含む。）の購入に係る交付申請を同時に行う場合にあっては、当該付属品を含む。以下同じ。）の購入額（消費税及び地方消費税の額を含み、販売店等のポイント、クーポン等により割引された額を除く。）とする。

2 前項に規定する補助対象経費となる生ごみ処理機等は、交付申請年度内に購入したものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限に、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1世帯当たり生ごみ処理機等の本体1台に対し行うものとし、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して5年度の間において1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

(1) 購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び購入金額が確認できる領収書等の写し

(2) 区内在住であることを確認できる書類の写し

2 交付申請の期限は、当該年度の3月末日（当該日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に該当するときは、その前日）までとする。
(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記様式第4号）により区長に補助金を請求し、区長は、請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
(返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況調査)

第12条 区長は、交付決定者に対し、必要に応じて生ごみ処理機等の利用状況に係る調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。